

第3期
特定健康診査等実施計画

神戸市職員共済組合

平成30年3月

目次

第1.	背景及び趣旨	2
第2.	当組合の現状等	2
1.	加入者の状況	2
2.	加入者の健康状況	3
(1)	医療費から見た現状	3
(2)	メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況（40歳～74歳）	5
(3)	平成27年度に特定保健指導を利用した人の改善状況	5
3.	加入者の健診状況	6
第3.	特定健康診査等の実施対象者数の推移と達成目標	6
1.	特定健康診査等の実施状況	6
2.	特定健康診査等の実施に係る目標	7
第4.	特定健康診査等の実施方法	8
1.	特定健康診査	8
2.	特定保健指導	8
(1)	実施方法及び実施機関	8
(2)	実施時期	8
(3)	費用負担	8
(4)	利用勧奨	8
3.	実施機関の外部委託について	9
4.	代行機関の利用	9
5.	周知方法	9
第5.	個人情報の保護	9
第6.	特定健康診査等実施計画の公表・周知	9
第7.	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	9

第1. 背景及び趣旨

我が国は、国民皆保険制度のもと、世界最長の平均寿命や高い医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化の進行、社会・経済のグローバル化、国民の意識変化など大きな環境変化に直面しており、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものにするために構造改革が急務となっている。

このような状況下にあつて、健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びを抑制するため、平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者による、40歳以上75歳未満の医療保険加入者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）が義務付けられた。

特定健康診査は、生活習慣病の発症のリスクが高いとされるメタボリックシンドロームに着目した健診である。受診結果から、健康の保持に努める必要がある者に特定保健指導を実施することにより、生活習慣を改善させ、発症リスクを低下させることを目的としている。

本計画は、第一期における特定健康診査等の実施結果を踏まえ、平成30年4月1日から平成36年3月31日の6年間の第3期とする神戸市職員共済組合（以下「当組合」という。）における特定健康診査等の実施に関する基本的な事項、実施方法及びその成果に係る目標などについて定めるものである。

第2. 当組合の現状等

当組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号以下「法」という。）の規定に基づき設立された共済組合で、神戸市職員及び任意継続組合員等で構成されている。第一期の特定健康診査等については、当初実施していた神戸市健康保険組合が平成21年12月1日付で解散したことに伴い、当組合が医療保険者としてこれを引き継ぎ実施した。

1. 加入者の状況

当組合の平成29年3月末現在の医療保険加入者数及び特定健康診査の対象者数は〈表1〉のとおりであり、組合員本人は約6割が特定健康診査の対象となっている。特定健康診査の対象者の男女比は、組合員本人では、男性が約4分の3、女性が約4分の1となっているが、被扶養者等を含めた全体で見ると、男女比はほぼ半々となっている。なお、ほとんどの事業所は神戸市内に所在し、加入者の約75%が神戸市内に、約98%が兵庫県内に住んでいる。

医療保険加入者と特定健康診査対象者（平成29年3月末現在）

〈表1〉

	医療保険加入者数 (人)	平均年齢 (歳)	特定健康診査			
			対象者数 (人)	対象者割合 (%)	男性人数 (割合%)	女性人数 (割合%)
組合員本人	16,177	41.6	9,339	57.7	6,913 (74.0)	2,426 (26.0)
任意継続組合員	105	53.8	83	79.0	40 (48.2)	43 (51.8)
被扶養者	15,755	24.2	4,090	26.0	131 (3.2)	3,959 (96.8)
全体	32,037	33.1	13,512	42.2	7,084 (52.4)	6,428 (47.6)

2. 加入者の健康状況

(1) 医療費から見た現状

年代別疾病分類別受診状況から、高血圧性疾患や糖尿病といった生活習慣病は、年代が上がるに従って全体に占める割合が高くなっており、特に高血圧性疾患は、40歳以上で2番目、50歳以上で最も多い件数となっている。〈表2～表4〉

全年齢データで見ると、高血圧性疾患の件数割合は4番目となるが、年間の医療費は8,000万円を超えており、1件あたり約8,000円かかっている。〈表5〉

このような状況から、医療費の適正化には生活習慣病発症や重症化の予防対策推進が欠かせなく、特定健康診査等の実施により、生活習慣病有病者の減少を図っていくことが求められる。

年代別疾病分類別受診状況（平成28年4月～平成29年3月診療分）

40～49歳：6,311人

〈表2〉

		件数	医療費	1件あたりの 医療費
1	皮膚炎及び湿疹	2,014	9,490,140	4,712
2	屈折及び調節の障害	1,875	10,537,980	5,620
3	高血圧性疾患	1,802	14,450,160	8,019
4	アレルギー性鼻炎	1,668	8,998,540	5,395
5	気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	1,510	19,549,810	12,947
	その他	27,913	538,719,558	19,300
	合計	36,782	601,746,188	16,360

50～59歳：6,368人

〈表3〉

		件数	医療費	1件あたりの 医療費
1	高血圧性疾患	5,913	49,782,526	8,419
2	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	3,082	31,697,556	10,285
3	屈折及び調節の障害	2,138	17,428,930	8,152
4	気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	1,814	26,405,768	14,557
5	糖尿病	1,775	34,604,436	19,495
	その他	34,847	720,152,970	20,666
	合計	49,569	880,072,186	17,754

60～74歳：990人

〈表4〉

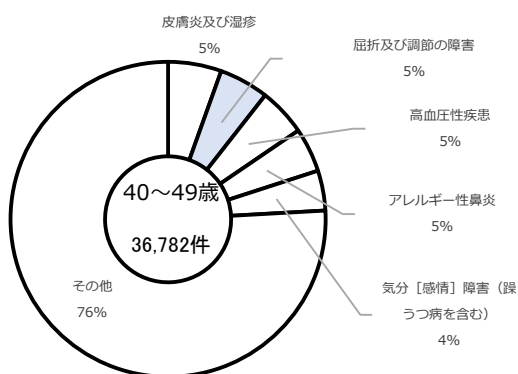
		件数	医療費	1件あたりの医療費
1	高血圧性疾患	2,176	19,114,360	8,784
2	その他の内分泌，栄養及び代謝疾患	1,118	15,986,566	14,299
3	屈折及び調節の障害	611	6,015,360	9,845
4	糖尿病	599	9,454,162	15,783
5	その他の眼及び付属器の疾患	536	14,747,118	27,513
	その他	8,998	281,120,038	31,243
	合計	14,038	346,437,604	24,679

全年齢：32,037人

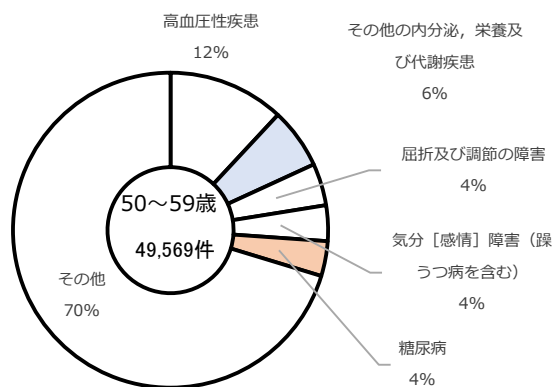
〈表5〉

		件数	医療費	1件あたりの医療費
1	屈折及び調節の障害	13,285	69,686,040	5,245
2	皮膚炎及び湿疹	11,705	56,121,870	4,795
3	その他の急性上気道感染症	11,195	75,435,220	6,738
4	高血圧性疾患	10,048	84,760,636	8,436
5	アレルギー性鼻炎	9,747	59,013,570	6,055
	その他	147,434	2,981,964,843	20,226
	合計	203,414	3,326,982,179	16,356

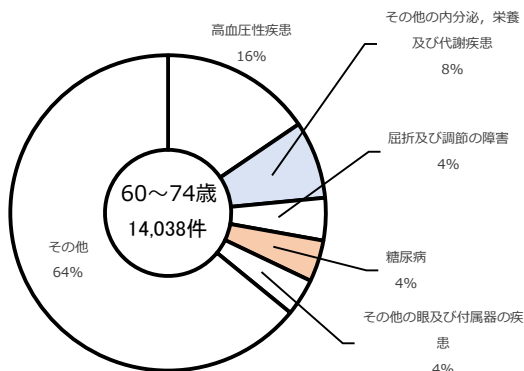
〈図1〉



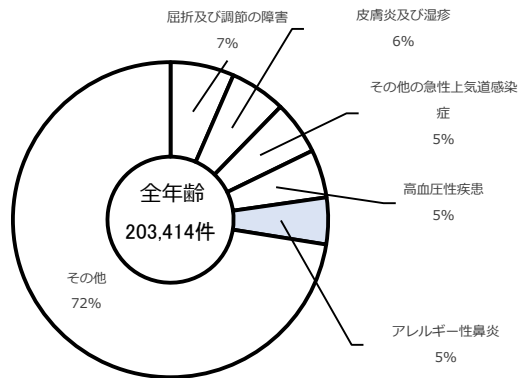
〈図2〉



〈図3〉



〈図4〉



(2) メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況（40歳～74歳）

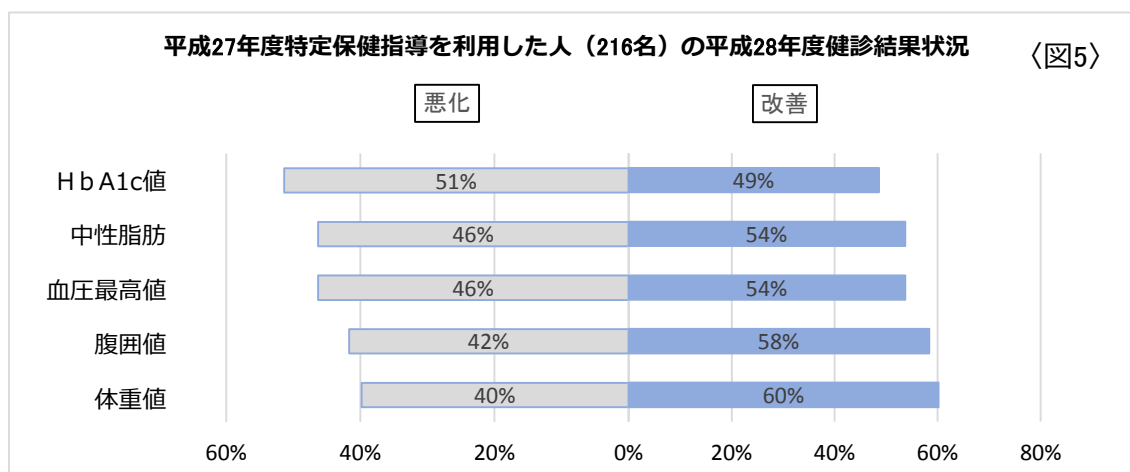
特定健康診査等の平成26年度から28年度までの状況は、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合は男性で若干の増加傾向にある。これはすぐに改善されるものではなく、個々が生活習慣を見直し、長期にわたって経過を見る必要があるため、結果を得るには息の長い持続的な取り組みが必要である。

〈表6〉

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
男性	健診対象者数（40～74歳）	7,409		7,271		7,084	
	健診受診者数（受診率%）	7,124	96.2	7,001	96.3	6,880	97.1
	腹囲85cm以上の者	3,181	42.9	3,137	43.1	3,065	43.3
	腹囲のみ	690	9.3	651	9.0	580	8.2
	メタボ予備群	1,176	15.9	1,137	15.6	1,126	15.9
	メタボ該当者	1,315	17.7	1,349	18.6	1,359	19.2
女性	健診対象者数（40～74歳）	6,898		6,730		6,428	
	健診受診者数（受診率%）	5,113	74.1	5,099	75.8	4,970	77.3
	腹囲90cm以上の者	594	8.6	575	8.5	564	8.8
	腹囲のみ	190	2.8	191	2.8	178	2.8
	メタボ予備群	233	3.4	204	3.0	214	3.3
	メタボ該当者	171	2.5	180	2.7	172	2.7

(3) 平成27年度に特定保健指導を利用した人の改善状況

平成27年度に特定保健指導を利用した216名の、平成28年度の特定健康診査結果を分析すると、一部の検査項目を除き、50%以上の方が維持または改善しており、特定保健指導は有効と考えられる。



※「改善」には「維持」を含む

3. 加入者の健診状況

任意継続組合員を除く組合員は、毎年、労働安全衛生法やその他関係法令に基づき、本庁や区役所、事業所、学校等で職員定期健康診断を受診している。また、当組合では人間ドック受診費の補助を実施しており、組合員及び任意継続組合員、被扶養者合わせて、毎年約6,000人程度が受診している。

第3. 特定健康診査等の実施対象者数の推移と達成目標

1. 特定健康診査等の実施状況

第一期での特定健康診査等の実施状況は〈表7〉のとおりである。特定健康診査については、被扶養者への受診勧奨等により、受診率は年々上昇している。

特定保健指導では、修了者の割合はやや減少の傾向にある。

〈表7〉

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定健康診査対象者	人	14,312	14,009	13,566
特定健康診査受診者	人	12,237	12,100	11,850
健診受診率	%	85.5	86.4	87.4
評価対象者数(※)	人	12,241	12,104	11,866
特定保健指導の対象者数	人	2,306	2,246	2,279
特定保健指導の対象者の割合	%	18.8	18.6	19.2
特定保健指導の修了者数	人	292	351	257
特定保健指導の修了者の割合	%	12.7	15.6	11.3

(※) 評価対象者数：健診完了者に加え、全ての健診に受診できなかったものの、階層化が可能な対象者も含んだ数

2. 特定健康診査等の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90%、特定保健指導の実施率を45%とし、各年度の目標値を〈表8〉のとおりとする。

〈表8〉

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
特定健康診査対象者	人	13,109	12,912	12,718	12,527	12,339	12,153
特定健康診査受診者	人	11,535	11,491	11,446	11,274	11,105	10,937
健診受診率	%	88.0	89.0	90.0	90.0	90.0	90.0
特定保健指導の対象者数	人	2,191	2,160	2,128	2,074	2,021	1,968
特定保健指導の対象者の割合	%	19.0	18.8	18.6	18.4	18.2	18.0
特定保健指導の修了者数	人	547	626	702	767	828	885
特定保健指導の修了者の割合	%	25.0	29.0	33.0	37.0	41.0	45.0

第4. 特定健康診査等の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導の実施内容は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）に基づき、次のとおり実施する。

1. 特定健康診査

ア 組合員（任意継続組合員を除く）

労働安全衛生法やその他関係法令に基づき実施する職員定期健康診断のデータから、各事業主と協定を結び、特定健康診査項目をXML形式の電磁データを有償にて提供を受け実施するものとする。また、人間ドック受診者においては、その中で実施し、実施機関より随時データの提出を受ける。

イ 組合員被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者（以下「被扶養者等」という。）

人間ドック受診者においては、その中で実施し、実施機関より随時データの提出を受ける。人間ドック受診予定者を除く対象者については、3に記載の集合契約実施機関で受診できる特定健康診査受診券を、案内リーフレット、実施機関リストと共に、配付し受診する。

受診者の負担は、基本健診項目は無料とし、医師が必要と判断して実施する詳細な健診項目や規定の検査項目以外を受診した場合の費用は、自己負担とする。

パート等勤務先で、労働安全衛生法やその他の関係法令に基づく定期健康診断等を受診した場合は、当該被扶養者等から健診結果データを受領し、受診者とする。受診率向上を目的に、未受診者に対し、受診勧奨を行う。

2. 特定保健指導

（1）実施方法及び実施機関

ア 組合員（任意継続組合員除く）

特定保健指導実施機関に委託して実施する。同意が得られた対象者には所属を通じ文書にて通知し、本庁もしくは事業所において初回支援を実施する。対象者のうち、国の受診勧奨値を超える者については、当組合の保健指導基準判定値を定め、特定保健指導委託機関の医師により実施の可否を判断し実施する。

イ 被扶養者等

特定保健指導利用券を対象者に配付して、特定健康診査と同じ3に記載の集合契約実施機関において実施する。

（2）実施時期

実施時期は、通年とする。なお、被扶養者等に配付する特定保健指導利用券には、初回支援の有効期限を明記する。

（3）費用負担

自己負担なし

（4）利用勧奨

利用率向上を目的に、未利用者に対し、利用勧奨を行う。

3. 実施機関の外部委託について

被扶養者等の特定健康診査等の実施については、一般社団法人地方公務員共済組合協議会が、全国組織の実施機関取りまとめ団体（公益社団法人日本人間ドック学会・一般社団法人日本病院会、社団法人全日本病院協会、公益財団法人結核予防会、公益財団法人予防医学事業中央会及び公益社団法人全国労働衛生団体連合会）と契約締結した集合契約Aの実施機関並びに全国の都道府県代表保険者が健診実施機関と契約締結する集合契約Bの実施機関に委託する。

4. 代行機関の利用

集合契約による特定健康診査等のデータ取りまとめ及び決済機関は、社会保険診療報酬支払基金とする。

5. 周知方法

案内は、実施通知文を本人へ配付する。また、組合員向けの職員誌「あじさい通信」の紙面を通じて実施の周知を行う。

第5. 個人情報保護

当組合が保有する組合員及び被扶養者等の個人情報は、神戸市職員共済組合情報セキュリティ基本方針、神戸市職員共済組合情報セキュリティ対策基準、その他関係法令を遵守し、厳重に管理する。

委託先の特定健康診査等実施機関には、個人情報の保護遵守を契約の中で明記する。

なお、この管理にあたっては、健康管理システム「HealthyWave 2 1+」を利用する。報告に使用された電子媒体は、施錠等可能な保管庫に保管する。

また、特定健康診査等のデータの保管期限は、当該データの作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

第6. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページ、職員誌「あじさい通信」等を利用して行う。

第7. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎事業年度に評価を行い、5年ごと、または必要に応じ見直しを実施する。